

ロシアはウクライナ侵略戦争をやめ、直ちに撤退すべきである

2022年3月20日

山口大学関係者有志九条の会講演学習会参加者一同

このたびのロシアによるウクライナ侵攻は、主権の尊重、領土の保全、武力行使の禁止を義務付けた国際連合憲章第2条3および4に違反している。ロシアの武力行使は国際連合の常任理事国としての資格に逸脱するものである。ロシアの侵攻は他国の支配を目的とする核大国による侵略戦争であり、到底容認できない。ロシア軍は直ちにウクライナから撤退すべきである。

今回の事態の推移は独立国家間の係争を武力で解決しようとする行為がいかに犯罪的な戦争になるかを白日の下にさらした。20世紀前半の悲惨な戦争を教訓に国際連合が組織され、わが国では憲法9条で明記された戦争放棄の概念が確立された。

わが国の一部の勢力は、このたびのロシアによる侵略行為を機に「敵基地攻撃能力の保有」や「核共有」を声高に唱えているが、これは武力対武力の対立をあおり、軍拡競争を際限もなく高めるものである。軍備増強で戦争に巻き込まれる危険を拡大することはあっても、国民の暮らしと命を守ることにはならない。いまこそ、憲法9条の理念を全面にたて、反戦・平和の力を結集し、武力による威嚇や武力の行使に反対しよう。